

報告第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

専決第 7 号 令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第1号)

令和3年 6月 2日提出
上富田町長 奥田 誠

1950年10月1日
1950年10月1日
1950年10月1日

1950年10月1日

1950年10月1日

専決第 7 号

令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)

令和3年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(一時借入金の補正)

第2条 一時借入金の借入の最高額に50,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を100,000千円とする。

令和3年 5月31日専決

上富田町長 奥田 誠

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	諸収入	75,369	98,608	173,977
	1 収益事業収入及び雑入	75,369	98,608	173,977
	歳 入 合 計	75,420	98,608	174,028

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	公債費	750	563	1,313
	1 公債費	750	563	1,313
3	前年度繰上充用金	0	98,045	98,045
	1 前年度繰上充用金	0	98,045	98,045
	歳 出 合 計	75,420	98,608	174,028

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 諸収入	75,369	98,608	173,977
歳入合計	75,420	98,608	174,028

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 公債費	千円 750	千円 563	千円 1,313
3 前年度繰上充用金	0	98,045	98,045
歳 出 合 計	75,420	98,608	174,028

2 歳 入

2 款 諸収入 98,608千円

1 項 収益事業収入及び雑入 98,608千円

目	補正前の額	補正額	計
1 宅地造成事業収入	千円 73,207	千円 98,608	千円 171,815
計	75,369	98,608	173,977

3 歳 出

2 款 公債費 563千円

1 項 公債費 563千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 利子	千円 750	千円 563	千円 1,313	千円 0	千円 0	千円 563	千円 0
計	750	563	1,313	0	0	563	0

3 款 前年度繰上充用金 98,045千円

1 項 前年度繰上充用金 98,045千円

1 前年度繰上 充用金	0	98,045	98,045			98,045	
計	0	98,045	98,045	0	0	98,045	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 宅地分譲収入	千円 98,608	一般保有土地売却収入	千円 98,608

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 563	一時借入金利子	千円 563

21 補償、補填及 び賠償金	98,045	前年度繰上充用金	98,045

